

安曇野市老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の策定について

1 計画の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」を、3 年間に 1 度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

2 計画の期間

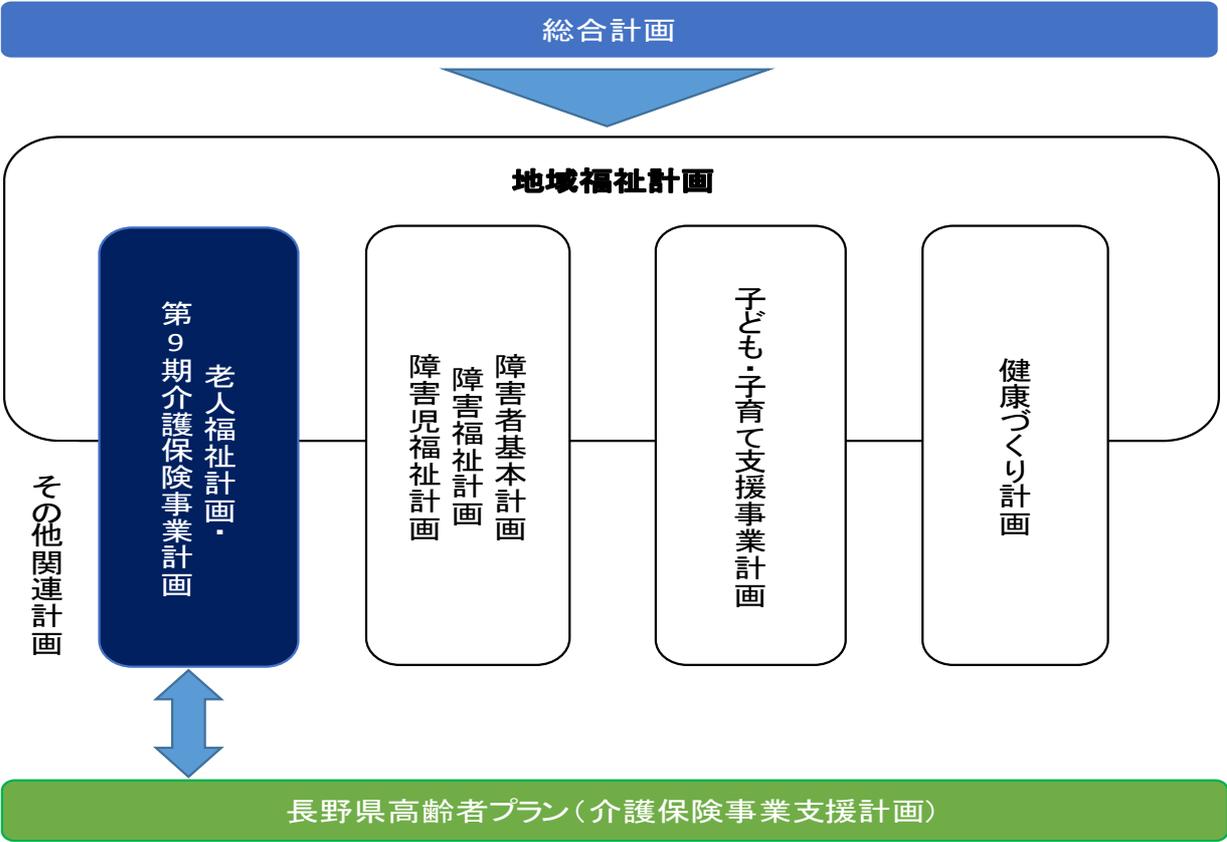
第 9 期：令和 6 年度～令和 8 年度

3 老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の位置づけ

第 8 期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第 9 期介護保険事業支援計画）等も踏まえて策定する。

また、当計画は成年後見制度利用促進法に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねている。

○位置づけ



4 令和4年度における計画策定に向けた取組

(1) 各種調査の実施

計画策定のための分析、準備として、以下の調査の実施をする。

名称	内容	対象者	実施時期予定
高齢者実態調査 (居宅要介護・要支援認定者分)	高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向を調査するとともに、家族介護者の意識、実態等を把握する。	3,000名	11月下旬から12月下旬
高齢者実態調査 (元気高齢者分)	高齢者の生活実態や介護に関する意識等を調査する。	1,500名	11月下旬から12月下旬
在宅生活改善調査	現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。	市内居宅介護支援事業所、小多機、看多機39事業所 (ケアマネジャー数)	1月下旬から2月下旬
介護サービス参入意向調査	計画における介護サービス見込量及び介護サービス基盤整備のために、参入意向を把握する。	市内で介護サービス事業を予定している事業者	1月下旬から2月下旬

○参考資料

第9期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会（令和4年8月3日書面開催）より抜粋

介護保険事業(支援)計画について

